

# 有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書確認

## 改正対象

バラスト水管理設備規則  
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

## 改正理由

バラスト水管理コード 4.10 において、有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書において最新の較正検査の日付が記載されることとなっている。

また、BWM.2/Circ.66 及びその改正はバラスト水管理条約の検査及び証書に関する統一解釈を規定している。

IMO 第 79 回海洋環境委員会 (MEPC 79) において、HSSC コード(BA) 1.2.1.21 では年次検査で較正確認が要求されていることから、バラスト水管理コード 4.10 においても同様の取り扱いとするための統一解釈を追加する BWM.2/Circ.66/Rev.4 が承認された。

今般、BWM.2/Circ.66/Rev.4 に基づき、関連規定を改める。

## 改正内容

2 編 3 章の改正により、バラスト水管理設備の年次/中間/定期検査時に有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書の有効性の確認を要求する。

## 施行及び適用

制定日から施行

ID: DX24-05

「有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書確認」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>バラスト水管理設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>3 章 定期的検査</b></p> <p><b>3.1 年次検査</b></p> <p><b>3.1.3 船上に保持すべき書類等</b></p> <p>-1. 2.1.5 に掲げる書類等が船舶に備えられていることを確認する。</p> <p>-2. 水バラスト記録簿が 3 編 1.2 に従って適切に記録されていることを確認する。</p> <p>-3. 制御装置及び監視装置の記録を確認する。</p> <p>-4. <u>有害水バラスト処理設備を構成する計測装置について、製造者又は製造者により承認された者が実施した最新の較正検査の日付を証明する較正証明書を確認する。</u></p> <p><b>3.3 定期検査</b></p> <p><b>3.3.3 船上に保持すべき書類等</b></p> <p>3.1.3 に規定する検査を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>バラスト水管理設備規則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 編 検査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>3 章 定期的検査</b></p> <p><b>3.1 年次検査</b></p> <p><b>3.1.3 船上に保持すべき書類等</b></p> <p>-1. 2.1.5 に掲げる書類等が船舶に備えられていることを確認する。</p> <p>-2. 水バラスト記録簿が 3 編 1.2 に従って適切に記録されていることを確認する。</p> <p>-3. 制御装置及び監視装置の記録を確認する。 (新規)</p> <p><b>3.3 定期検査</b></p> <p><b>3.3.3 船上に保持すべき書類等</b></p> <p>3.1.3 に規定する検査に加え、<u>有害水バラスト処理設備を構成する計測装置について、製造者又は製造者により承認された者が実施した最新の較正検査の日付を証明する較正証明書を確認する。</u></p>	<p>BWM.2/Circ.66/Rev.4 の 取入れ</p>

「有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書確認」新旧対照表

新	旧	備考
附 則  1. この規則は, [制定日] から施行する。		